

韓国の戒厳令から考える 緊急事態条項

このシンポジウムについて

2024年12月3日夜、韓国では尹大統領は非常戒厳を宣布する、と談話で述べ、軍の一部などがこれに従い国会に出動しました。韓国国会は翌12月4日午前1時過ぎに戒厳令の解除を可決しました。

「非常戒厳」は韓国憲法上の緊急事態条項だと考えられます。

緊急事態条項とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態に、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置を探る憲法上の制度です。

緊急事態条項による権力行使は、深刻な人権侵害を伴い、ひとたび行使されれば立憲主義が損なわれ回復が困難となるおそれがある制度です。

ナチスは大統領の緊急命令を根拠に、政敵の選挙集会の強制解散、機関誌の発禁処分、警察官の政敵への武器使用の容認などを行いました。フランスでは、クーデターが発生しそうになった時にド・ゴール大統領が第5共和国憲法16条に基づき緊急権を発動し、その間、強制収容の対象となる危険人物の範囲を拡大し、出版の自由を制限するなどの措置が行なわれました。

私たちは、隣国で発生した事態を検証し、わが国で緊急事態条項が規定された場合にどのような危険が発生するのかを改めて考えたいと思っています。そこで、12月3日当日、その現場に居合わせ、状況をつぶさに見聞された猿田弁護士に実際の状況や事態の推移を報告していただき、愛敬教授には韓国の事態に触れつつ緊急事態条項を憲法論として展開していただき、中山さんには報道の観点から韓国の実情と緊急事態条項の問題点を紹介していただきます。

・プログラム

- ①基調講演 愛敬 浩二 氏
早稲田大学法学学術院教授
- ②現場報告 猿田 佐世 弁護士
新外交イニシアティブ代表
- ③報告 中山 洋子 氏
東京新聞特別報道部長
- ④パネルディスカッション 上記3名

日時：2025年2月12日（水）午後6時～

（開場：午後5時30分 終了予定時刻：午後8時30分）

場所：弁護士会館クレオAB

住所：千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館2階
最寄り駅：東京メトロ霞ヶ関駅B1-b出口より直通

会場参加は先着200名です。ぜひご参加ください

配信でご覧になる方へ

本シンポジウムはZoomウェビナーでの配信を行います。

東京弁護士会のWebサイトの本シンポジウムの案内ページ、またはこちらの二次元コードからご入室ください。

配信は先着500名です。

※開始予定時刻の10分前から入室が可能になります。

